

静岡県告示第749号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定に基づき、指定障害児通所支援事業者として次の者を指定したので、同法第21条の5の25の規定に基づき告示する。

令和3年9月28日

静岡県知事 川勝平太

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類	主たる対象者
株式会社山下プランニング	浜松市中区東伊場一丁目1番26号	竹の子クラブ いわた	磐田市中泉 3300番地の7	令和3年9月1日	放課後等 デイサービス	特定なし
医療法人社団 木野記念会	磐田市一色 22番地	障害児通所支 援事業所 ト ラス福田西	磐田市一色 22 番地	令和3年9月1日	放課後等 デイサービス	特定なし
株式会社静岡 仮設	富士宮市小泉 233番地の1	多機能事業所 あのあの	富士宮市小泉 233番地の1	令和3年9月1日	児童発達支 援、放課後 等デイサー ビス	重症心身障害 児